

ノートン 360 マルチデバイス月額版 サービス利用規約【現改比較表】 2023年5月25日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

<p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条 本規約の変更</p> <p>1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>2. 当社は、この規約を変更するときは、第16条に基づき通知するものとします。</p> <p>3. 当社が通知したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。</p>	<p>第1条～第2条（略）</p> <p>第3条 本規約の変更</p> <p>1. 当社は、契約者の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合は、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。</p> <p>2. 当社は、この規約を変更するときは、第16条に基づき通知するものとします。</p> <p>3. 当社が通知したときをもって、当該通知が完了したものとみなします。</p> <p>4. 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。</p>
<p>第4条～第9条（略）</p> <p>第10条 契約者の自己責任</p> <p>1. 契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、その行為及び結果について、その原因が当社の故意または重過失による場合を除き、全責任を負うものとします。</p> <p>2. 契約者は、自らの責めに帰すべき事由により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>第4条～第9条（略）</p> <p>第10条 契約者の自己責任</p> <p>1. 契約者は自己の判断と責任で本サービスを利用するものとし、その行為及び結果について、全責任を負うものとします。</p> <p>2. 契約者は、自らの責めに帰すべき事由により、当社または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。</p>
<p>第11条～第19条（略）</p>	<p>第11条～第19条（略）</p>

～2023年5月31日	2024年6月1日～
<p>第20条 責任の制限</p> <p>1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下、同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2. 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3. 当社は本サービスを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、その本サービスに係る料金の年額を上限として賠償します。</p> <p>4. 当社の故意又は重過失により本サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しないものとします。</p>	<p>第20条 責任の制限</p> <p>1. 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下、同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2. 前項の場合において、当社は本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る月額利用料を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3. 当社は本サービスを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき事由によるときは、本サービスに係る料金の年額を上限として賠償します。</p> <p>4. 当社が本サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前3項の規定は適用しないものとします。</p>
<p>第21条 免責</p> <p>1. 当社は前条の場合を除き、契約者に係る一切の損害を賠償しないものとし、契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。</p> <p>2. 当社は前条の場合を除き、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。</p> <p>3. 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p>	<p>第21条 免責</p> <p>1. 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。</p> <p>2. 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p>
<p>第22条～第23条（略）</p>	<p>第22条～第23条（略）</p>
	<p>附 則（令和5年5月24日 レバN第009600000488-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。</p>